

農業経営改善関係資金基本要綱の運用について

制定：平成 14 年 7 月 1 日 14 農経第 311 号

最終改正：令和 8 年 10 月 1 日 R08-07030-01885

目次

第 1 趣旨

第 2 借入希望者、関係機関等の手続等（基本要綱第 3 関係）

様式第 1 号（第 2 の 3 の (1) の ① 関係）経営改善資金計画認定申請書

様式第 2 号（第 2 の 3 の (1) の ② 関係）経営改善資金計画認定通知書

様式第 3 号（第 2 の 3 の (1) の ③ 関係）経営改善資金計画認定通知書

様式第 4 号（第 2 の 3 の (2) の ② 関係）経営改善資金計画変更認定申請書

様式第 5 号（第 2 の 3 の (2) の ③ 関係）経営改善資金計画変更認定通知書

様式第 6 号（第 2 の 3 の (2) の ④ 関係）経営改善資金計画変更認定通知書

様式第 7 号（第 2 の 4 関係）法人化の意向のある借入希望者一覧

第 1 趣旨

本運用は、農業経営改善関係資金基本要綱（平成 14 年 7 月 1 日 14 経営第 1704 号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、対象となる資金の貸付けが円滑に進められるよう、借入希望者及び関係機関等の手続等について定めるものである。

第 2 借入希望者、関係機関等の手続等（基本要綱第 3 関係）

- 1 基本要綱第 3 中「普及指導センター」とあるのは、「振興局農林（水産）部」と読み替えるものとする。
- 2 基本要綱第 3 の 2 の (2)（収支計画の作成の省略）で経営改善資金計画書のうち収支計画例又は融資機関の所定様式を用いて作成した収支計画の作成を省略することができる場合においても、直近年の青色申告書又は青色申告書に準ずるものを添付するものとする。また、特別の事情があるときは、直近年の前年分を添付しても差し支えないものとする。
- 3 基本要綱第 3 の 3 の (4)（特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）の認定）の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 経営改善資金計画
 - ① 融資機関は、推進会議の事務局に対して、経営改善資金計画認定申請書（様式第 1 号）に関係書類の写しを添付のうえ送付し、認定を求めるものとする。
 - ② 推進会議が認定を行った場合は、推進会議は融資機関に対して、経営改善資金計画認定通知書（様式第 2 号）及び関係書類等を添付のうえ、認定の通知を行うとともに、関係機関に対して関係書類を添付のうえ報告するものとする。
 - ③ 推進会議から委任を受け認定を行った融資機関は、推進会議の事務局に対して、経営改善資金計画認定通知書（様式第 3 号）若しくは融資機関が使用するこれに準ずる様式に関係書類等を添付のうえ、認定の通知を行うものとする。

また、報告を受けた推進会議の事務局は、関係機関に対して関係書類を添付のうえ報告を行うものとする。

(2) 経営改善資金計画の変更

- ① 経営改善資金計画の認定を受けた者が、認定又は貸付後において変更が生じた場合には、変更する経営改善資金計画書及びその他の必要な書類を融資機関に提出するものとする。
- ② 融資機関は、提出された経営改善資金計画書について、(1)に準じて手続きを行うものとする。推進会議の認定を必要とする場合においては、融資機関は、推進会議の事務局に対して、経営改善資金計画変更認定申請書（様式第4号）に関係書類の写しを添付のうえ送付し、変更認定を求めるものとする。
- ③ 推進会議が変更認定を行った場合は、推進会議は融資機関に対して、経営改善資金計画変更認定通知書（様式第5号）に関係書類を添付のうえ、認定の通知を行うとともに、関係機関に対して関係書類を添付のうえ報告するものとする。
- ④ 推進会議から委任を受けた融資機関が変更認定を行った場合は、融資機関は推進会議の事務局に対して、経営改善資金計画変更認定通知書（様式第6号）若しくは融資機関が使用するこれに準ずる様式に関係書類を添付のうえ、変更認定の通知を行うものとする。

また、報告を受けた推進会議の事務局は、関係機関に対して関係書類を添付のうえ報告を行うものとする。

- 4 基本要綱第3の3の(7)（借入希望者の法人化の意向）で基本要綱第3の2に基づき経営改善資金計画書の提出を受けた融資機関は、法人化の意向がある借入希望者から法人化に向けた助言等を求められた場合には、法人化の意向のある借入希望者一覧（様式第7号）を適時に農林部農業経営課金融班に提供するものとする。
- 5 基本要綱第3の4の(2)（関係機関の意見聴取）で融資機関は、融資審査を行う際、必要があれば関係機関の意見を聴取することとされているが、推進会議が資金の認定を行う場合は、推進会議が関係機関に意見を求めることとされているため、融資機関からの意見聴取は行わないこととする。
- 6 基本要綱第3の8の(1)（経営状況の報告）で借入者は、経営改善資金計画期間中、経営改善資金計画が達成されるまでの間、融資機関から経営状況の報告を求められた場合、経営状況を融資機関に報告するものとされているが、本県においては、振興局農林（水産）部にも併せて報告するものとする。

附 則

- 1 この運用は、令和8年10月1日から施行する。
- 2 この運用の改正前の様式については、当分の間、これを使用することができる。
- 3 この運用の施行前に行われた貸付け、認定、承認その他の手続は、この運用の相当規定により行われたものとみなす。